

教 生 学 第 1 5 1 7 号  
令和 6 年 (2024年) 3月 5日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く)  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

教職員向け研修資料「支える人を、ひとりにしない。－ヤングケアラー支援の充実に  
向けて－」について (通知)

「北海道ケアラー支援条例」においては、教職員は、ヤングケアラーの状況を確認し、支援の必要性を把握することや、教育等に関する相談に応じるよう努めるものとされております。

当課では、学校や教育委員会における対応の参考となるよう、令和 4 年 (2022年) 7月 15日付け  
教生学第 446号で「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン」(以下、  
「ガイドライン」という。)を送付したところですが、この度、ガイドラインをより効果的に活用で  
きるよう、教職員向け研修資料を作成しましたので、送付します。

つきましては、各学校において本資料をガイドラインとともに活用するなどして、ヤングケアラ  
ーの支援の在り方について、教職員の理解を深めていただきますようお願いいたします。

なお、次の We b ページにて、本資料やガイドライン、ヤングケアラー支援に係る「校内研修パッ  
ケージ」を含め、ヤングケアラーに関係する資料を掲載しておりますので、校内研修等で活用願  
います。

また、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

[道教委 We b ページ]

○ ヤングケアラーについて

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>



(企画・調整係)

いのち  
まもる

ココロ  
育てる

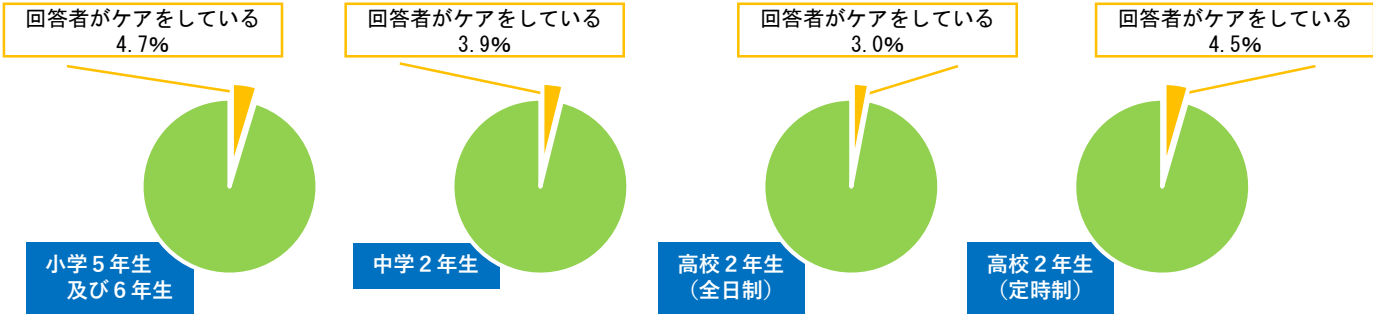
# 支える人を、ひとりにしない。

—ヤングケアラー支援の充実に向けて—

介護や援助を必要とする家族をケアをしている児童生徒は

**小学5、6年生が4.7%、中学2年生が3.9%、高校2年生(全日制)が3.0%、高校2年生(定時制)が4.5%**

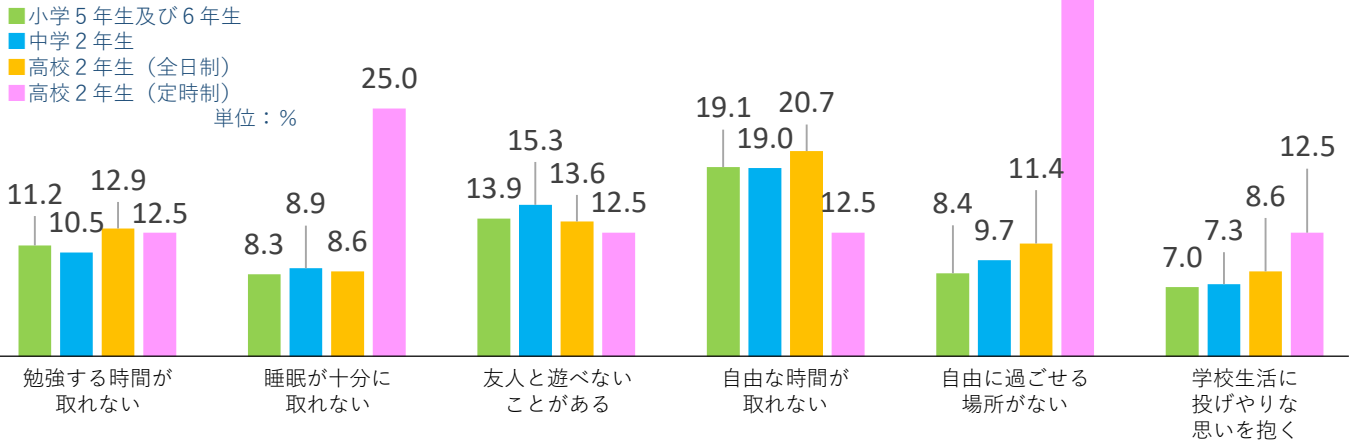
※北海道ヤングケアラー実態調査から



- ・子どもが果たす家庭内役割(家族のケア、お手伝いの範囲や程度)は様々ですが、子どもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子どもの思いやりや責任感などを育みます。
- ・一方で、過度に家族のケアを担うと、自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられますし、家族のケアが長期化することで、自立が遅くなったり、できなくなってしまいう可能性もあります。

ガイドラインP.2

## ケアラーが感じる学校生活への影響



※北海道ヤングケアラー実態調査から

- ・支援が必要なヤングケアラーと思われる子どもに気付くためには、子どもの権利条約に定められた権利が侵害されている可能性がないかという視点も重要です。
- ・子どもの権利条約でヤングケアラーと関係が深いものとしては、教育を受ける権利や休み・遊ぶ権利などがあげられます。
- ・子どもの権利の侵害の可能性や、支援の必要性を感じる場合は、まずはその子どもや子どもがケアしている対象者の状況をよく確認してみてください。その際、客観的な状況のほか、子どもの内面・気持ちにも気を配りましょう。

ガイドラインP.2

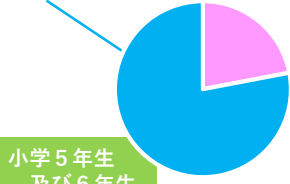
## ケアに関する悩みを相談した経験の有無

相談したことがない  
78.0% ※無回答含む

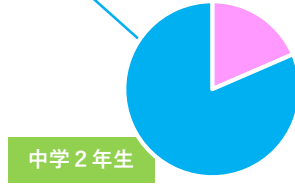
相談した経験がない  
81.5%

相談した経験がない  
79.3%

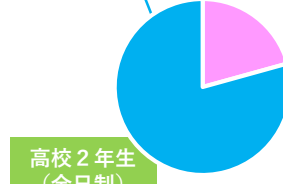
相談した経験がない  
37.5%



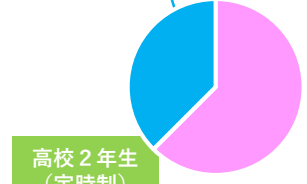
小学5年生  
及び6年生



中学2年生



高校2年生  
(全日制)



高校2年生  
(定時制)

※北海道ヤングケアラー実態調査から

- 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点をもちにくいことから、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない場合、自分からサポートを求めるのは難しい。
- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障がいのある人がいることを恥ずかしいと考える場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思うこともある。
- 信頼できる大人はいないと考えることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。

ガイドラインP.5

### Point



#### ○ 周囲の大人が気付く

- ヤングケアラーの存在に気付くためにまず必要なことは、教職員が、「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることです。

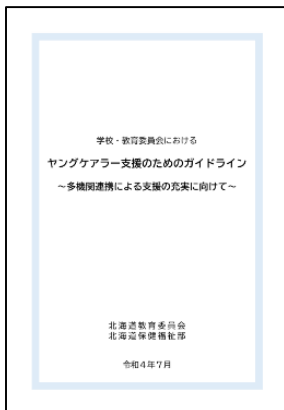
#### ○ 相談窓口を明確にする

- 学級担任（HR担任）や保健室の養護教諭等が、タイミングを見て、いつでも相談に乗ることを伝え、日常生活の中で気になる児童生徒にはさりげなく様子を聞くなどの方法が考えられます。
- ヤングケアラーがおかれている状況が様々であるように、最適な相談窓口の在り方も様々です。大切なことは、相談者が相談しやすい窓口で、ヤングケアラーに関する相談ができることを周知しておくことです。

#### ○ 本人や家族の意思確認

- 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重します。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられます。

ガイドラインP.10～13



- ◇ 本資料は「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン～多機関連携による支援の充実に向けて～」を基に作成しています。
- ◇ ガイドラインはこちらからダウンロードできます。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>



#### 【参考資料】

- ◎ 小学生向けヤングケアラーハンドブック  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/171271.html>
- ◎ 中高生向けヤングケアラーハンドブック  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/171272.html>



【小学生】



【中高生】